

○個人情報保護条例(平成16年条例35号)第46条の規定による読替え後の第2章の規定

第2章 個人情報の適正な取扱いの確保

(個人情報取扱事務の届出及び閲覧)

第6条 指定管理者は、個人情報を取り扱う事務（以下「個人情報取扱事務」という。）を開始しようとするときは、当該指定管理者を指定した実施機関（以下「指定実施機関」という。）を通じて、あらかじめ次に掲げる事項を市長に届け出なければならない。届け出た事項を変更しようとするときも、同様とする。

- (1) 個人情報取扱事務の名称及び目的
- (2) 個人情報の記録項目
- (3) 個人情報の対象者の範囲
- (4) 個人情報の収集先
- (5) 個人情報取扱事務を所管する組織の名称
- (6) 個人情報の経常的な利用の範囲又は提供先
- (7) 個人情報の処理形態
- (8) 個人情報取扱事務を委託する場合にあっては、その委託先
- (9) 前各号に掲げるもののほか、市長が定める事項

2 指定管理者は、前項の規定による届出に係る個人情報取扱事務を廃止したときは、指定実施機関を通じて、遅滞なくその旨を市長に届け出なければならない。

3 市長は、第1項の規定による届出を受けたときは、これを一般の閲覧に供しなければならない。

(収集の制限)

第7条 指定管理者は、個人情報を収集しようとするときは、個人情報取扱事務の目的を明確にし、当該目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により収集しなければならない。

2 指定管理者は、個人情報を収集するときは、本人から収集しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

- (1) 法令又は他の条例（以下「法令等」という。）に定めがあるとき。
- (2) 本人の同意があるとき。
- (3) 出版、報道等により公にされているとき。
- (4) 個人の生命、身体又は財産の安全を守るため、緊急かつやむを得ないと認められるとき。
- (5) 所在不明、精神上の障害により事理を弁識する能力を欠くことその他の事由により、本人から収集することができない場合であって、本人の権利利益を不当に侵害するおそれがないと認められるとき。
- (6) 争訟、選考、指導、相談等に係る事務を遂行するために収集する場合であって、本人から収集したのでは当該事務の目的を達成し得ないと認められるとき。
- (7) 実施機関から個人情報取扱事務の目的の範囲内の提供又は次条第1項ただし書

の規定による提供を受けて収集するとき。

(8) 国、独立行政法人等、他の地方公共団体又は地方独立行政法人から収集する場合であって、事務の遂行に必要な限度で収集し、かつ、収集することについてやむを得ない理由があると認められるとき。

(9) 前各号に掲げる場合のほか、指定実施機関が札幌市情報公開・個人情報保護審議会（以下「審議会」という。）の意見を聴いて公益上特に必要があると認めるとき。

3 指定管理者は、前項ただし書（同項第8号に該当する場合に限る。）の規定により個人情報を収集したときは、指定実施機関を通じて、速やかにその旨を審議会に報告しなければならない。

4 指定管理者は、思想、信条及び宗教に関する個人情報並びに社会的差別の原因となるおそれがある個人情報を収集してはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

(1) 法令等に定めがあるとき。

(2) 指定実施機関が審議会の意見を聴いて公益上特に必要があると認めるとき。

（利用及び提供の制限）

第8条 指定管理者は、個人情報取扱事務の目的の範囲を超えて、個人情報を当該指定管理者内において利用し、又は当該指定管理者以外のものに提供してはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

(1) 法令等に定めがあるとき。

(2) 本人の同意があるとき、又は本人に提供するとき。

(3) 出版、報道等により公にされているとき。

(4) 個人の生命、身体又は財産の安全を守るため、緊急かつやむを得ないと認められるとき。

(5) 実施機関に提供する場合であって、個人情報を使用する実施機関が、事務の遂行に必要な限度で使用し、かつ、使用することについてやむを得ない理由があると認められるとき。

(6) 国、独立行政法人等、他の地方公共団体又は地方独立行政法人に提供する場合であって、緊急を要するときその他指定実施機関が審議会の意見を聴いてから提供することとすると公益上著しい支障が生ずると認められるとき。

(7) 前各号に掲げる場合のほか、指定実施機関が審議会の意見を聴いて公益上特に必要があると認めるとき。

2 指定管理者は、前項ただし書の規定により個人情報を当該指定管理者内において利用し、又は当該指定管理者以外のものに提供するときは、本人及び第三者の権利利益を不当に侵害することのないようにしなければならない。

3 指定管理者は、第1項ただし書の規定により個人情報を指定管理者以外のものに提供する場合において、必要があると認めるときは、提供を受けるものに対し、提供に係る個人情報の使用目的若しくは使用方法の制限その他の必要な制限を付し、又はその適切な取扱いについて必要な措置を講ずることを求めなければならない。

4 指定管理者は、第1項ただし書（同項第6号に該当する場合に限る。）の規定により個人情報を提供したときは、指定実施機関を通じて、速やかにその旨を審議会に報告しなければならない。

（電子計算機処理の制限）

第9条 指定管理者は、電子計算機による個人情報取扱事務の処理を開始しようとするときは、次に掲げる事項について、指定実施機関を通じて、あらかじめ審議会の意見を聴かなければならない。

- (1) 使用することが予定されている個人情報の主な項目
- (2) 対象となる個人の範囲
- (3) 個人情報の処理及び保管の方法

2 指定管理者は、前項各号に掲げる事項を変更しようとするときは、指定実施機関を通じて、あらかじめ審議会の意見を聴かなければならない。ただし、市長が定める軽微な変更をしようとするときは、この限りでない。

3 前2項の規定は、電子計算機による個人情報取扱事務の処理を行う場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、適用しない。

- (1) 一時的若しくは試験的に使用され、又は短期間に消去される個人情報を取り扱うとき。
- (2) 取り扱う個人の数が規則で定める数に満たないとき。
- (3) その他市長が定める軽微な電子計算機処理により個人情報を取り扱うとき。

（電子計算機の結合による提供の制限）

第10条 指定管理者は、個人情報の電子計算機処理を行うに当たっては、電子計算機の結合（指定管理者が管理する電子計算機と実施機関及び指定管理者以外のものが管理する電子計算機とを通信回線で接続し、指定管理者が保有する個人情報を実施機関及び指定管理者以外のものが随時入手し得る状態にすることをいう。）により個人情報を実施機関及び指定管理者以外のものに提供してはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

- (1) 法令等に定めがあるとき。
- (2) 指定実施機関が審議会の意見を聴いて公益上特に必要があると認めるとき。

2 指定管理者は、前項ただし書の規定により個人情報を実施機関及び指定管理者以外のものに提供するときは、本人及び第三者の権利利益を不当に侵害することのないようにしなければならない。

（個人情報の適正管理）

第11条 指定管理者は、個人情報取扱事務を行うに当たっては、個人情報を適正に管理するため、次に掲げる事項について必要な措置を講じなければならない。

- (1) 個人情報を正確かつ最新のものとする。
- (2) 個人情報の漏えい、改ざん、滅失、き損等を防止すること。
- (3) 個人情報取扱事務の目的に照らし保有する必要がなくなった個人情報については、確実に、かつ、速やかに廃棄し、又は消去すること。ただし、歴史的資料として保存する必要があるものについては、この限りでない。

2 指定管理者の職員又は職員であった者は、その事務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。

(委託に伴う措置)

第12条 指定管理者は、個人情報取扱事務を委託するときは、個人情報を保護するために必要な措置を講じなければならない。

(受託者等の義務)

第13条 第11条第1項の規定は、指定管理者から個人情報取扱事務の委託を受けた者（その者から委託を受けた者（2以上の段階にわたる委託を受けた者を含む。）を含む。）が当該委託を受けた事務（以下「受託事務」という。）を行う場合について準用する。

2 第11条第2項の規定は、受託事務に従事している者又は従事していた者について準用する。

★ 第46条第4項の規定による読替え後の第3章及び第5章の規定

第3章 個人情報の開示、訂正及び利用停止

第1節 開示

(開示請求権)

第14条 何人も、指定実施機関に対し、公文書に記録されている自己に関する個人情報（指定管理者が本市の公の施設の管理を行うに当たって保有するものに限る。以下この章及び第5章において同じ。）の開示の請求（以下「開示請求」という。）をすることができる。

2 未成年者又は成年被後見人の法定代理人は、本人に代わって開示請求をすることができる。

(開示請求の手續)

第15条 開示請求をしようとする者は、指定実施機関に対して、次に掲げる事項を記載した開示請求書を提出しなければならない。

(1) 開示請求をしようとする者の氏名及び住所（法人が開示請求をしようとする場合にあつては、当該法人の名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名）

(2) 開示請求に係る個人情報を特定するために必要な事項

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が定める事項

2 開示請求をしようとする者は、指定実施機関に対して、自己が当該開示請求に係る個人情報の本人又はその法定代理人であることを証明するために必要な書類で市長が定めるものを提出し、又は提示しなければならない。

3 指定実施機関は、開示請求書に形式上の不備があると認めるときは、開示請求をした者（以下「開示請求者」という。）に対し、相当の期間を定めてその補正を求めることができる。この場合において、指定実施機関は、開示請求者に対し、補正の参考となる情報を提供するよう努めなければならない。

(個人情報の開示義務)

第16条 実施機関は、開示請求があつたときは、指定管理者から開示請求に係る個人情報提供を受け、当該個人情報に次の各号に掲げる情報（以下「非開示情報」という。）のいずれかが含まれている場合を除き、開示請求者に対し、当該個人情報を開示しなければならない。

- (1) 法令等の規定により本人に対し開示をすることができないとされている情報
- (2) 開示請求者（未成年者又は成年被後見人の法定代理人が本人に代わって開示請求をする場合にあつては、当該本人をいう。次号及び第4号、次条第2項並びに第23条第1項において同じ。）の生命、健康、生活又は財産を害するおそれがある情報

(3) 開示請求者以外の個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により開示請求者以外の特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は開示請求者以外の特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

ア 法令等の規定により若しくは慣行として開示請求者が知ることができ、若しくは知ることが予定されている情報又は当該開示請求者以外の個人が開示されることについて同意した情報

イ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報

ウ 当該個人が公務員等（行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第58号）第14条第2号ハに規定する公務員等をいう。）である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職、氏名及び当該職務遂行の内容に係る部分

(4) 法人等に関する情報又は開示請求者以外の事業を営む個人の当該事業に関する情報であつて、次に掲げるもの。ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報を除く。

ア 開示することにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの

イ 指定管理者の要請を受けて、開示しないと条件で任意に提供されたものであつて、当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの

(5) 開示することにより、人の生命、身体、財産又は社会的な地位の保護、犯罪の予防、犯罪の捜査その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがある情報

(6) 本市及び指定管理者並びに国、独立行政法人等、他の地方公共団体及び地方独立行政法人の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であつて、開示することにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損な

われると認められるもの又は特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすと認められるもの。ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報を除く。

(7) 本市若しくは指定管理者又は国、独立行政法人等、他の地方公共団体若しくは地方独立行政法人が行う事務又は事業（指定管理者にあっては、本市の公の施設の管理に係る事務に限る。）に関する情報であって、次に掲げるもの

ア 監査、検査、取締り、試験又は租税の賦課若しくは徴収に係る事務に関する情報であって、開示することにより、正確な事実の把握を困難にし、又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にすると認められるもの

イ 契約、交渉又は争訟に係る事務に関する情報であって、開示することにより、本市若しくは指定管理者又は国、独立行政法人等、他の地方公共団体若しくは地方独立行政法人の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害すると認められるもの

ウ 評価、診断、判定、選考、指導、相談等に係る事務に関する情報であって、開示することにより、当該事務の適正な遂行に著しい支障を及ぼすと認められるもの

エ 調査研究に係る事務に関する情報であって、開示することにより、当該事務の公正かつ能率的な遂行を不当に阻害すると認められるもの

オ アからエまでに掲げるもののほか、事務又は事業の性質上、開示することにより、当該事務又は事業の適正な遂行に著しい支障を及ぼすと認められるもの

（部分開示）

第17条 実施機関は、開示請求に係る個人情報に非開示情報が含まれている場合において、非開示情報に該当する部分を容易に区分して除くことができるときは、開示請求者に対し、当該部分を除いた部分につき開示しなければならない。

2 開示請求に係る個人情報に前条第3号の情報（開示請求者以外の特定の個人を識別することができるものに限る。）が含まれている場合において、当該情報のうち、氏名、生年月日その他の開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなる記述等の部分を除くことにより、開示しても、開示請求者以外の個人の権利利益が害されるおそれがないと認められるときは、当該部分を除いた部分は、同号の情報に含まれないものとみなして、前項の規定を適用する。

（裁量的開示）

第18条 実施機関は、開示請求に係る個人情報に非開示情報が含まれている場合であっても、個人の権利利益を保護するため特に必要があると認めるときは、開示請求者に対し、当該個人情報を開示することができる。

（個人情報の存否に関する情報）

第19条 開示請求に対し、当該開示請求に係る個人情報が存在しているか否かを答えるだけで、非開示情報を開示することとなるときは、実施機関は、当該個人情報の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否することができる。

2 実施機関は、前項の規定により開示請求を拒否したときは、速やかにその旨を審議会に報告しなければならない。

(開示請求に対する決定等)

第20条 実施機関は、開示請求に係る個人情報の全部又は一部を開示するときは、その旨の決定をし、開示請求者に対し、当該決定の内容を速やかに書面により通知しなければならない。

2 実施機関は、開示請求に係る個人情報の全部を開示しないとき（前条第1項の規定により開示請求を拒否するとき、及び開示請求に係る個人情報を保有していないときを含む。）は、開示をしない旨の決定をし、開示請求者に対し、当該決定の内容を速やかに書面により通知しなければならない。

3 第1項又は前項の規定により開示請求に係る個人情報の全部又は一部の開示をしない旨の決定をした場合において、当該開示をしない旨の決定をした個人情報の全部又は一部についての開示が可能となる時期が明らかであるときは、実施機関は、その旨を第1項又は前項に規定する書面に付記しなければならない。

(開示決定等の期限)

第21条 前条第1項及び第2項の決定（以下「開示決定等」という。）は、開示請求があった日の翌日から起算して14日以内にしなければならない。ただし、第15条第3項の規定により補正を求めた場合にあつては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 実施機関は、やむを得ない理由により、前項に規定する期間内に開示決定等を行うことができないときは、当該期間を、その満了する日の翌日から起算して30日を限度として延長することができる。この場合において、実施機関は、開示請求者に対し、延長後の期間及び延長の理由を速やかに書面により通知しなければならない。

3 開示請求者は、実施機関が第1項に規定する期間の満了する日の翌日から起算して30日を経過した後においても開示決定等をしないとき（次条第1項の規定による通知があつたときを除く。）は、当該開示決定等がされていない個人情報の開示をしない旨の決定があつたものとみなすことができる。

(開示決定等の期限の特例)

第22条 開示請求に係る個人情報著しく大量であるため、開示請求があつた日の翌日から起算して44日以内にそのすべてについて開示決定等を行うことにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、前条第1項及び第2項の規定にかかわらず、実施機関は、開示請求に係る個人情報のうちの相当の部分につき当該期間内に開示決定等をし、残りの個人情報については相当の期間内に開示決定等をすれば足りる。この場合において、実施機関は、同条第1項に規定する期間内に、開示請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

(1) この項の規定を適用する旨及びその理由

(2) 残りの個人情報について開示決定等を行う期限

2 開示請求者は、前項の規定による通知があつた場合において、実施機関が同項第2号の期限を経過した後においても開示決定等をしないときは、当該開示決定等がされ

ていない個人情報の開示をしない旨の決定があったものとみなすことができる。

(第三者に対する意見書提出の機会の付与等)

第23条 開示請求に係る個人情報に本市並びに国、独立行政法人等、他の地方公共団体及び地方独立行政法人並びに開示請求者以外の者（以下この条、第40条及び第42条において「第三者」という。）に関する情報が含まれているときは、実施機関は、開示決定等をするに当たって、当該情報に係る第三者に対し、意見書を提出する機会を与えることができる。

2 実施機関は、次の各号のいずれかに該当するときは、第20条第1項の決定（以下「開示決定」という。）に先立ち、当該第三者に対し、意見書を提出する機会を与えなければならない。ただし、当該第三者の所在が判明しない場合は、この限りでない。

(1) 第三者に関する情報が含まれている個人情報を開示しようとする場合であって、当該第三者に関する情報が第16条第3号イ又は同条第4号ただし書に規定する情報に該当すると認められるとき。

(2) 第三者に関する情報が含まれている個人情報を第18条の規定により開示しようとするとき。

3 実施機関は、前2項の規定により意見書の提出の機会を与えられた第三者が当該第三者に関する情報の開示に反対の意思を表示した意見書を提出した場合において、開示決定をするときは、開示決定の日と開示を実施する日との間に少なくとも2週間を置かなければならない。この場合において、実施機関は、開示決定後直ちに、当該意見書（第39条及び第40条において「反対意見書」という。）を提出した第三者に対し、開示決定をした旨及びその理由並びに開示を実施する日を書面により通知しなければならない。

(開示の実施)

第24条 個人情報の開示は、当該個人情報が文書、図画、写真又はフィルムに記録されているときは閲覧又は写しの交付により、電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。）に記録されているときはその種別、情報化の進展状況等を考慮して市長が定める方法により行うものとする。

2 実施機関は、公文書に記録されている個人情報の開示をする場合において、個人情報の一部について開示をするとき、当該公文書が破損し、又は汚損するおそれがある等当該公文書の保存に支障があると認められるときその他相当の理由があるときは、当該公文書の写しを用いて開示を行うことができる。

3 開示決定に基づき個人情報の開示を受ける者は、指定実施機関に対し、第20条第1項の規定による通知があった日の翌日から起算して90日以内に開示を申し出なければならない。ただし、当該期間内に当該申出をすることができないことについて正当な理由があるときは、この限りでない。

4 第15条第2項の規定は、個人情報の開示を受ける者について準用する。

(口頭その他の方法による開示請求)

第25条 実施機関が定める個人情報の開示請求については、第15条第1項の規定に

かかわらず、口頭その他の方法により行うことができる。

- 2 実施機関は、前項の規定により口頭その他の方法による開示請求があったときは、第20条（書面による通知に係る部分に限る。）並びに前条第1項及び第2項の規定にかかわらず、当該実施機関が別に定める方法により直ちに当該開示請求に係る個人情報の開示をするものとする。

第2節 訂正

（訂正請求権）

第26条 何人も、開示決定に基づき開示を受けた自己に関する個人情報に係る事実には誤りがあると認めるときは、指定実施機関に対し、当該個人情報の訂正（追加又は削除を含む。以下同じ。）の請求（以下「訂正請求」という。）をすることができる。

- 2 未成年者又は成年被後見人の法定代理人は、本人に代わって訂正請求をすることができる。

- 3 訂正請求は、個人情報の開示を受けた日の翌日から起算して90日以内にしなければならない。

（訂正請求の手續）

第27条 訂正請求をしようとする者は、指定実施機関に対して、次に掲げる事項を記載した訂正請求書を提出しなければならない。

(1) 訂正請求をしようとする者の氏名及び住所（法人が訂正請求をしようとする場合にあっては、当該法人の名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名）

(2) 訂正請求に係る個人情報の開示を受けた日

(3) 訂正請求に係る個人情報を特定するために必要な事項

(4) 訂正請求の趣旨及び理由

(5) 前各号に掲げるもののほか、市長が定める事項

- 2 訂正請求をしようとする者は、指定実施機関に対して、当該訂正を求める内容が事実と合致することを証明する書類等を提出し、又は提示しなければならない。

- 3 第15条第2項及び第3項の規定は、訂正請求の手續について準用する。

（個人情報の訂正義務）

第28条 実施機関は、訂正請求があった場合において、当該訂正請求に係る個人情報が事実と合致していないと認めるときは、当該訂正請求に係る個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、当該個人情報の訂正を指定管理者に行わせなければならない。

（訂正請求に対する決定等）

第29条 実施機関は、訂正請求に係る個人情報の訂正を指定管理者に行わせるときは、その旨の決定をし、訂正請求をした者（以下「訂正請求者」という。）に対し、当該決定の内容を速やかに書面により通知しなければならない。

- 2 実施機関は、前項の決定（以下「訂正決定」という。）をしたときは、速やかに、当該訂正請求に係る個人情報の訂正を指定管理者に行かせたうえ、その旨を訂正請求者に書面により通知しなければならない。

- 3 実施機関は、訂正請求に係る個人情報の訂正を指定管理者に行わせないときは、その旨の決定をし、訂正請求者に対し、当該決定の内容を速やかに書面により通知しな

なければならない。

(訂正決定等の期限)

第30条 前条第1項及び第3項の決定(以下「訂正決定等」という。)は、訂正請求があった日の翌日から起算して30日以内にしなければならない。ただし、第27条第3項において準用する第15条第3項の規定により補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 第21条第2項及び第3項の規定は、訂正決定等について準用する。この場合において、同条第2項中「前項」とあるのは「第30条第1項」と、第21条第3項中「第1項に」とあるのは「第30条第1項に」と、「次条第1項」とあるのは「第31条第1項」と読み替えるものとする。

(訂正決定等の期限の特例)

第31条 実施機関は、訂正決定等に特に長期間を要すると認めるときは、前条の規定にかかわらず、相当の期間内に訂正決定等をすれば足りる。この場合において、実施機関は、同条第1項に規定する期間内に、訂正請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

(1) この項の規定を適用する旨及びその理由

(2) 訂正決定等をする期限

2 第22条第2項の規定は、訂正請求者について準用する。この場合において、同項中「前項」とあるのは、「第31条第1項」と読み替えるものとする。

(個人情報の提供先への通知)

第32条 実施機関は、訂正決定に基づく個人情報の訂正を指定管理者に行わせた場合において、必要があると認めるときは、当該個人情報の提供先に対し、遅滞なく、その旨を書面により通知させるものとする。

第3節 利用停止

(利用停止請求権)

第33条 何人も、開示決定に基づき開示を受けた自己に関する個人情報が、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、指定実施機関に対し、当該各号に定める措置の請求(以下「利用停止請求」という。)をすることができる。

(1) 第46条第1項において読み替えて準用する第7条(第3項を除く。)の規定に違反して収集されたとき、第46条第1項において読み替えて準用する第8条第1項の規定に違反して利用されているとき、又は第46条第1項において準用する第11条第1項第3号(第13条第1項において準用する場合を含む。)の規定に違反して保有されているとき 当該個人情報の利用の停止又は消去

(2) 第46条第1項において読み替えて準用する第8条第1項又は第46条第1項において読み替えて準用する第10条第1項の規定に違反して提供されているとき 当該個人情報の提供の停止

2 未成年者又は成年被後見人の法定代理人は、本人に代わって利用停止請求をすることができる。

3 利用停止請求は、個人情報の開示を受けた日の翌日から起算して90日以内にしな

なければならない。

(利用停止請求の手續)

第34条 利用停止請求をしようとする者は、指定実施機関に対して、次に掲げる事項を記載した利用停止請求書を提出しなければならない。

- (1) 利用停止請求をしようとする者の氏名及び住所（法人が利用停止請求をしようとする場合にあっては、当該法人の名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名）
- (2) 利用停止請求に係る個人情報の開示を受けた日
- (3) 利用停止請求に係る個人情報を特定するために必要な事項
- (4) 利用停止請求の趣旨及び理由
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が定める事項

2 第15条第2項及び第3項の規定は、利用停止請求の手續について準用する。

(個人情報の利用停止義務)

第35条 実施機関は、利用停止請求があつた場合において、当該利用停止請求に理由があると認めるときは、指定管理者における個人情報の適正な取扱いを確保するために必要な限度で、当該利用停止請求に係る個人情報の利用の停止、消去又は提供の停止（以下「利用停止」という。）を指定管理者に行わせなければならない。ただし、当該個人情報の利用停止を指定管理者に行わせることにより、当該個人情報の利用目的に係る事務の性質上、当該事務の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあると認められるときは、この限りでない。

(利用停止請求に対する決定等)

第36条 実施機関は、利用停止請求に係る個人情報の利用停止を指定管理者に行わせるときは、その旨の決定をし、利用停止請求をした者（以下「利用停止請求者」という。）に対し、当該決定の内容を速やかに書面により通知しなければならない。

2 実施機関は、前項の決定をしたときは、速やかに、当該利用停止請求に係る個人情報の利用停止を指定管理者に行かせたうえ、その旨を利用停止請求者に書面により通知しなければならない。

3 実施機関は、利用停止請求に係る個人情報の利用停止を指定管理者に行わせないときは、その旨の決定をし、利用停止請求者に対し、当該決定の内容を速やかに書面により通知しなければならない。

(利用停止決定等の期限)

第37条 前条第1項及び第3項の決定（以下「利用停止決定等」という。）は、利用停止請求があつた日の翌日から起算して30日以内にしなければならない。ただし、第34条第2項において準用する第15条第3項の規定により補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 第21条第2項及び第3項の規定は、利用停止決定等について準用する。この場合において、同条第2項中「前項」とあるのは「第37条第1項」と、第21条第3項中「第1項に」とあるのは「第37条第1項に」と、「次条第1項」とあるのは「第38条第1項」と読み替えるものとする。

(利用停止決定等の期限の特例)

第38条 実施機関は、利用停止決定等に特に長期間を要すると認めるときは、前条の規定にかかわらず、相当の期間内に利用停止決定等をすれば足りる。この場合において、実施機関は、同条第1項に規定する期間内に、利用停止請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

(1) この項の規定を適用する旨及びその理由

(2) 利用停止決定等をする期限

2 第22条第2項の規定は、利用停止請求者について準用する。この場合において、同項中「前項」とあるのは、「第38条第1項」と読み替えるものとする。

第4節 不服申立て

(審査会への諮問)

第39条 開示決定等（第21条第3項又は第22条第2項の規定により開示をしない旨の決定があったものとみなされた場合における当該あったものとみなされた決定を含む。以下この節において同じ。）、訂正決定等（第30条第2項において読み替えて準用する第21条第3項又は第31条第2項において読み替えて準用する第22条第2項の規定により訂正を指定管理者に行わせない旨の決定があったものとみなされた場合における当該あったものとみなされた決定を含む。以下この節において同じ。）又は利用停止決定等（第37条第2項において読み替えて準用する第21条第3項又は前条第2項において読み替えて準用する第22条第2項の規定により利用停止を指定管理者に行わせない旨の決定があったものとみなされた場合における当該あったものとみなされた決定を含む。以下この節において同じ。）について行政不服審査法（昭和37年法律第160号）による不服申立てがあったときは、当該不服申立てに係る処分庁又は審査庁は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、速やかに札幌市情報公開・個人情報保護審査会に諮問しなければならない。

(1) 不服申立てが不適法であり、却下するとき。

(2) 決定又は裁決で、不服申立てに係る開示決定等（開示請求に係る個人情報の全部を開示する旨の決定を除く。以下この号及び第42条第2号において同じ。）を取り消し、又は変更し、当該不服申立てに係る個人情報の全部を開示することとするとき。ただし、当該開示決定等について反対意見書が提出されているときを除く。

(3) 決定又は裁決で、不服申立てに係る訂正決定等（訂正請求の全部を容認して訂正をする旨の決定を除く。）を取り消し、又は変更し、当該不服申立てに係る訂正請求の全部を容認して訂正を指定管理者に行わせることとするとき。

(4) 決定又は裁決で、不服申立てに係る利用停止決定等（利用停止請求の全部を容認して利用停止をする旨の決定を除く。）を取り消し、又は変更し、当該不服申立てに係る利用停止請求の全部を容認して利用停止を指定管理者に行わせることとするとき。

(諮問をした旨の通知)

第40条 前条の規定により諮問をした処分庁又は審査庁（以下「諮問庁」という。）

は、次に掲げる者及び指定管理者に対し、諮問をした旨を通知しなければならない。

(1) 不服申立人及び参加人

(2) 開示請求者、訂正請求者又は利用停止請求者（これらの者が不服申立人又は参加人である場合を除く。）

(3) 当該不服申立てに係る開示決定等について反対意見書を提出した第三者（当該第三者が不服申立人又は参加人である場合を除く。）

（答申の尊重）

第41条 諮問庁は、第39条の規定による諮問に対する答申があったときは、その答申を尊重して当該不服申立てに対する決定又は裁決を行わなければならない。

（第三者からの不服申立てを棄却する場合等における手続）

第42条 諮問庁が、第三者に関する情報が含まれている個人情報の開示決定等に関する不服申立てについて、次の各号のいずれかに該当する決定又は裁決をした場合において、実施機関が当該決定又は裁決に基づいて個人情報の開示を実施しようとするときは、当該決定又は裁決の日と開示を実施する日との間に少なくとも2週間を置かなければならない。この場合において、実施機関は、当該決定又は裁決後直ちに、当該第三者に対し、開示する旨及びその理由並びに開示を実施する日を書面により通知しなければならない。

(1) 開示決定に対する第三者からの不服申立てを却下し、又は棄却する決定又は裁決

(2) 不服申立てに係る開示決定等を変更し、当該開示決定等に係る個人情報を開示する旨の決定又は裁決（第三者である参加人が当該第三者に関する情報の開示に反対の意思を表示している場合に限る。）

第5章 雑則

（適用除外）

第47条 図書館その他図書、資料、刊行物等（以下「図書等」という。）を閲覧若しくは視聴に供し、又は貸し出すことを目的とする施設において一般の利用に供することを目的として管理されている図書等に記録されている個人情報については、この条例の規定は適用しない。

2 適用対象外

（他の法令との調整等）

第48条 次に掲げる個人情報については、この条例の規定は適用しない。

(1) 統計法（昭和22年法律第18号）第2条に規定する指定統計に係る個人情報

(2) 統計法第8条第1項の規定により総務大臣に届け出られた統計調査に係る個人情報

(3) 統計報告調整法（昭和27年法律第148号）の規定により総務大臣の承認を受けた統計報告（専ら統計を作成するために用いられる事項に係る部分に限る。）に係る個人情報

2 第3章第1節の規定は、法令等（札幌市情報公開条例を除く。次項において同じ。）の規定により、自己に関する個人情報が第24条第1項に規定する方法と同一

の方法で開示することとされている場合（開示の期間その他の条件が定められている場合にあっては、当該期間その他の条件の範囲内に限る。）には、当該個人情報については適用しない。

- 3 法令等の規定に定める開示の方法が縦覧であるときは、当該縦覧を第24条第1項の閲覧とみなして、前項の規定を適用する。
- 4 法令等の規定に自己に関する個人情報の訂正について定めがある場合には、第3章第2節の規定は、適用しない。
- 5 法令等の規定に自己に関する個人情報の利用停止について定めがある場合には、第3章第3節の規定は、適用しない。
- 6 第2項の法令等の規定により開示を受けた場合における第26条第1項及び第2項又は第33条第1項及び第2項の規定の適用については、開示決定に基づき開示を受けたものとみなす。ただし、前2項の規定に該当する場合は、この限りでない。

（苦情の申出の処理）

第49条 指定実施機関及び指定管理者は、指定管理者が保有する個人情報の取扱いに関して苦情の申出があったときは、適切かつ迅速に処理するよう努めなければならない。

（費用の負担）

第50条 この条例の規定に基づく請求に係る手数料は、徴収しない。

- 2 第24条第1項の規定により写しの交付を受ける者は、当該写しの交付に要する費用を負担しなければならない。

第51条～第53条 適用対象外